

## FAQ

### 《応募について》

- Q1 図表や写真を入れるなどして提案書のページ数が増えてもよいか？  
A1 良いです。なお、URL のリンク参照や、提案書の欄外への記載並びに添付資料は認めません。
- Q2 STS、SCA との同時応募は可能か？  
A2 可能です。内容が異なり、従事できる研究者を確保できる状態と判断されれば、同時採択もあり得ます。
- Q3 交付に至った場合、公表される情報はなにか？  
A3 基本同意書と共同開発契約書に記載のある法人名と、交付に際して作成していただく助成金交付申請書に記載する助成事業の名称と助成事業の概要が NEDO のホームページ上に公表されます。
- Q4 応募要件として、AI 技術に具体的な制約はあるのか？  
A4 特にありません。応募者それぞれに人工知能に関わる技術をご判断いただき、提案していただくこととなります。AI 技術に全く関わらない既存の中小企業が、これから特許買収や人材雇用等を通じて AI 技術に関わる開発体制と事業実施体制を整えて、応募する場合も認められます。

### 《費用について》

- Q5 2/3 助成で、残りの 1/3 は自身の調達となるが、その 1/3 を連携事業会社とシェアしてもよいか？  
A5 良いです。1/3 部分の調達方法に関して特に制約はありません。
- Q6 研究員の人件費を、労務費として計上する場合、正社員である必要がありますか？  
A6 正社員、派遣社員、契約社員、出向者など、AI ベンチャーで雇用する状況にある人件費が助成対象となります。
- Q7 バイオ・素材分野に取り組む AI ベンチャーがウェットな実験を外注した場合、外注費として計上が可能か？  
A7 研究要素がない場合に限り、外注費として認められます。例えば培養実験で仕様に基づいて客観的な結果を得るような場合は外注と見なせるので、外注費として計上し、助成対象とすることができます。なお、明確に判断しかねる場合は、別途 NEDO にご相談ください。
- Q8 共同開発契約書に示す開発費はどの程度の精度で記載すればよいか？  
A8 共同開発費及び連携する事業会社に係る経費は助成対象外ですが、事業費の全体の程度を把握するために、表示をお願いしております。概算で構いません。
- Q9 AI ベンチャーが連携する事業会社の施設を有償で使用する場合、その使用料は助成対象となるか？

A9 なりません。連携する以上、共同開発費として認識される費目となり、助成対象からは除外されます。

Q10 特許出願に関する費用は助成対象となるか？

A10 なりません。

Q11 AIベンチャーに係る経費のみを助成対象とする趣旨はなにか？

A11 今回は、AIベンチャーの支援を意図しております。共同開発費や連携先の事業会社に係る経費を助成対象とした場合、AIベンチャーが成果物に対する権利を主張しにくくなる状況が多く生じているという現状を鑑み、AIベンチャーに係る経費のみを助成対象としております。2次審査においては、成果物の共有方針を表現していただきますが、権利の持分が事業会社に極端に偏っていないことを確認する予定です。

#### 《開発実施計画について》

Q12 開発が事業期間内に終了しない場合はどうしたらよいか？

A12 実証期間を本事業期間に合わせて立案し、本事業後に、残った課題の解決及び事業化の推進を行う計画として、ご提案をいただき、応募してください。ただし、助成期間のみの経費が助成対象となります。

Q13 応募時の連携先の事業会社が、交付後に変更されることとなった場合、変更は可能か？

A13 理由書を提出していただき、NEDOに認められれば変更は可能です。なお、変更が想定できるのであれば、応募の段階で予定先として提案書に記載をお願いします。

#### 《連携について》

Q14 すでに事業会社と共同開発が始まっている場合、応募は可能か？

A14 可能です。ただし、今回の助成期間(交付決定から平成31年3月20日または助成事業終了まで)を明示した共同開発契約書を提出していただくことが交付の条件となります。

Q15 すでに事業会社と共同開発が始まっている場合、交付決定前の費用は助成対象となるか？

A15 なりません。助成期間の経費が助成対象となります。

Q16 事業化に至った際、連携先の事業会社に成果物を販売してよいか？

A16 開発用と事業用と明確な違いを示していただく必要がありますが、通常の商取引として販売できます。

Q17 実証実験や分析を行う際、連携する事業会社の費用は申請できるか？

A17 出来ません。

Q18 助成事業の成果報告会で報告すべき事項は、全てオープンにする必要があるか？

A18 成果報告会は対外的な報告会となる場合もあり、開発成果物の特性を考慮し、全ての情報を公開する必要はありません。AIシステムの実装事例としてのロールモデルとして、世の中に広く知っていただくこ

とが報告会の目的です。

以上